

東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例 (令和8年7月1日施行)

策定の趣旨

資料3

- 東京都男女平等参画基本条例の趣旨を踏まえ、雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮できる環境の整備についての基本理念を定める
- 東京都、事業者、経済団体、都民の責務を明らかにし、事業者の主体的な取組を促進
- 持続可能で性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らす社会の実現に寄与

基本理念

- ✓ 女性が活躍できる環境の整備は、女性の選択肢の拡大、事業活動における新たな価値の創造・特定の性別に偏ることにより生じ得る支障の回避に寄与するものであり、事業者の主体的な取組が必要
- ✓ 女性が個性や能力を発揮する機会を阻む恐れがある性別による無意識の思い込みを社会全体で解消
- ✓ 就業者の家庭生活と職業生活との両立は、本人の意思が尊重されるべきことに留意

各主体の取組の柱

東京都

- ✓ 女性が活躍できる環境の整備に必要な情報提供、啓発、相談、助言等必要な施策の実施
- ✓ 国及び区市町村との連携、指針の策定、取組状況調査の実施・公表
- ✓ 都の職員が個性や能力を発揮できる環境の整備を率先して推進 等

事業者

- ✓ 性別に偏らない組織づくりの推進、就業者の男女格差の解消、女性特有の健康課題への配慮等の主体的な取組の実施
- ✓ 優越的な関係を背景として女性の尊厳を傷つける行為の禁止及び防止 等

経済団体

- ✓ 所属する事業者等の取組を促進 等

都民

- ✓ 性別による無意識の思い込みについての関心と理解とを深め、雇用・就業分野における女性の活躍を推進 等